

# 社会福祉法人南台五光福祉協会 育児・介護休業等に関する規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人南台五光福祉協会就業規則（以下「就業規則」という。）第39条第2項、第40条第2項及び社会福祉法人南台五光福祉協会臨時職員等取り扱いに関する規程（以下「臨時職員等取り扱いに関する規程」という。）第27条第2項、第28条第2項の規定に基づき、職員の育児・介護休業（出生時育児休業含む。以下同じ）、子の看護休暇、介護休暇、育児・介護のための所定外労働、時間外労働及び深夜業の制限並びに育児・介護短時間勤務等に関する取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

## (育児休業)

第2条 育児のために休業することを希望する職員（日雇職員を除く）であって、1歳に満たない子と同居し、養育する者は、申出により、育児休業をすることができる。ただし、有期雇用職員にあつては、申出時点において、子が1歳6か月（5、6の申出にあつては2歳）になるまでに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでない者に限り、育児休業をすることができる。

2 本条第1項、第3項から第7項にかかわらず、労使協定により除外された次の職員からの休業の申出は拒むことができる。

(1) 入社1年未満の職員

(2) 申出の日から1年以内（4から7の申出をする場合は、6か月以内）に雇用関係が終了することが明らかな職員

(3) 1週間の所定労働日数が2日以下の職員

3 配偶者が職員と同じ日から又は職員より先に育児休業をしている場合、職員は、子が1歳2か月に達するまでの間で、出生日以後の産前・産後休業期間、育児休業期間及び出生時育児休業期間との合計が1年を限度として、育児休業をすることができる。

4 次のいずれにも該当する職員は、子が1歳6か月に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。なお、育児休業を開始しようとする日は、原則として子の1歳の誕生日に限るものとする。ただし、配偶者が育児・介護休業法第5条第3項（本項）に基づく休業を子の1歳の誕生日から開始する場合は、配偶者の育児休業終了予定日の翌日以前の日を開始日とすることができる。

(1) 職員又は配偶者が原則として子の1歳の誕生日の前日に育児休業をしていること

(2) 次のいずれかの事情があること

(ア) 保育所等に入所を希望しているが、入所できない場合

(イ) 職員の配偶者であつて育児休業の対象となる子の親であり、1歳以降育児に当たる予定であつた者が、死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になった場合

(3) 子の1歳の誕生日以降に本項の休業をしたことがないこと

5 前項にかかわらず、産前・産後休業等が始まったことにより第1項及び前項に基づく育児休業が終了し、その産前・産後休業等に係る子等が死亡等した職員は、子が1歳6か月に達

するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。

6 次のいずれにも該当する職員は、子が2歳に達するまでの間で必要な日数について、育児休業をすることができる。なお、育児休業を開始しようとする日は、子の1歳6か月の誕生日当日とする。ただし、配偶者が育児・介護休業法第5条第4項（本項）に基づく休業を子の1歳6か月の誕生日当日から開始する場合は、配偶者の育児休業終了予定日の翌日以前の日を開始日とすることができる。

(1) 職員又は配偶者が子の1歳6か月の誕生日当日の前日に育児休業をしていること

(2) 次のいずれかの事情があること

(ア) 保育所等に入所を希望しているが、入所できない場合

(イ) 職員の配偶者であって育児休業の対象となる子の親であり、1歳6か月以降育児に当たる予定であった者が死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になった場合

(3) 子の1歳6か月の誕生日当日以降に本項の休業をしたことがないこと

7 前項にかかわらず、産前・産後休業等が始まったことにより第1項、第4項、第5項又は前項に基づく育児休業が終了し、その産前・産後休業等に係る子等が死亡等した職員は、子が2歳に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。

8 育児休業をすることを希望する職員は、原則として、育児休業を開始しようとする日の1か月前（第4項から第7項に基づく1歳を超える休業の場合は、2週間前）までに、育児休業申出書（第1号様式）を人事担当者に提出することにより申し出るものとする。

なお、育児休業中の有期雇用職員が労働契約を更新するに当たり、引き続き休業を希望する場合には、更新された労働契約期間の初日を育児休業開始予定日として、育児休業申出書により再度の申出を行うものとする。

9 第1項に基づく申出は、配偶者の死亡等特別の事情がある場合を除き、一子につき2回までとする。第4項に基づく申出は、産前・産後休業等が始まったことにより第1項、第4項又は第5項に基づく休業が終了したが、その産前・産後休業等に係る子等が死亡等した場合を除き、一子につき1回限りとする。第6項に基づく申出は、産前・産後休業等が始まったことにより第1項、第4項、第5項、第6項又は第7項に基づく休業が終了したが、その産前・産後休業等に係る子等が死亡等した場合を除き、一子につき1回限りとする。

10 育児休業申出書が提出されたときは、法人は速やかに当該育児休業申出書を提出した者に対し、育児休業取扱通知書（第9号様式）を交付する。

（出生時育児休業（産後パパ育休））

第3条 育児のために休業することを希望する職員（日雇職員を除く）であって、産後休業をしておらず、子の出生日又は出産予定日のいずれか遅い方から8週間以内の子と同居し、養育する者は、この規程に定めるところにより4週間（28日）以内の期間の出生時育児休業をすることができる。ただし、有期雇用職員にあつては、申出時点において、子の出生日又は出産予定日のいずれか遅い方から起算して8週間を経過する日の翌日から6か月を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでない者に限り、出生時育児休業をすることができる。

2 前項にかかわらず、労使協定により除外された次の職員からの休業の申出は拒むことができる。

- (1) 入社1年未満の職員
  - (2) 申出の日から8週間以内に雇用関係が終了することが明らかな職員
  - (3) 1週間の所定労働日数が2日以下の職員
- 3 出生時育児休業をすることを希望する職員は、原則として、出生時育児休業を開始しようとする日の2週間前までに、出生時育児休業申出書（第2号様式）を人事担当者に提出することにより申し出るものとする。
- なお、出生時育児休業中の有期雇用職員が労働契約を更新するに当たり、引き続き休業を希望する場合には、更新された労働契約期間の初日を出生時育児休業開始予定日として、出生時育児休業申出書により再度の申出を行うものとする。
- 4 第1項に基づく申出は、一子につき2回に分割できる。ただし、2回に分割する場合は2回分まとめて申し出ることとし、まとめて申し出なかった場合は後の申出を拒む場合がある。
- 5 出生時育児休業申出書が提出されたときは、法人は速やかに当該出生時育児休業申出書を提出した者に対し、出生時育児休業取扱通知書（第9号様式）を交付する。

#### （介護休業）

- 第4条 要介護状態にある家族を介護する職員（日雇職員を除く）は、申出により、介護を必要とする家族1人につき、通算93日までの範囲内で3回を上限として介護休業をすることができる。ただし、有期雇用職員にあつては、申出時点において、介護休業開始予定日から93日を経過する日から6か月を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでない者に限り、介護休業をすることができる。
- 2 前項にかかわらず、労使協定により除外された次の職員からの休業の申出は拒むことができる。
- (1) 入社1年未満の職員
  - (2) 申出の日から93日以内に雇用関係が終了することが明らかな職員
  - (3) 1週間の所定労働日数が2日以下の職員
- 3 要介護状態にある家族とは、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある次の者をいう。
- (1) 配偶者・父母・子・配偶者の父母・祖父母・兄弟姉妹・孫
- 4 介護休業をすることを希望する職員は、原則として、介護休業を開始しようとする日の2週間前までに、介護休業申出書（第3号様式）を人事担当者に提出することにより申し出るものとする。
- 5 介護休業申出書が提出されたときは、法人は速やかに当該介護休業申出書を提出した者に対し、介護休業取扱通知書（第9号様式）を交付する。

#### （子の看護休暇）

- 第5条 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員（日雇職員を除く）は、負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をするために、又は当該子に予防接種や健康診断を受けさせるために、就業規則第38条に規定する特別休暇のうち、当該子が1人の場合は1年間につき5日、2人以上の場合は1年間につき10日を限度として、子の看護休暇を取得することができる。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。
- ただし、労使協定により除外された次の職員からの申出は拒むことができる。

- (1) 入社6か月未満の職員
  - (2) 1週間の所定労働日数が2日以下の職員
- 2 子の看護休暇は、時間単位で始業時刻から連続又は終業時刻まで連続して取得することができる。

(介護休暇)

第6条 要介護状態にある家族の介護その他の世話をする職員（日雇職員を除く）は、就業規則第38条に規定する特別休暇のうち、対象家族が1人の場合は1年間につき5日、2人以上の場合は1年間につき10日を限度として、介護休暇を取得することができる。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。

ただし、労使協定により除外された次の職員からの申出は拒むことができる。

- (1) 入社6か月未満の職員
- (2) 1週間の所定労働日数が2日以下の職員

(育児・介護のための所定外労働の制限)

第7条 3歳に満たない子を養育する職員（日雇職員を除く）が当該子を養育するため、又は要介護状態にある家族を介護する職員（日雇職員を除く）が当該家族を介護するために請求した場合には、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、所定労働時間を超えて労働をさせることはない。

2 前項にかかわらず、労使協定によって除外された次の職員からの所定外労働の制限の請求は拒むことができる。

- (1) 入社1年未満の職員
- (2) 1週間の所定労働日数が2日以下の職員

3 請求をしようとする者は、1回につき、1か月以上1年以内の期間について、制限を開始しようとする日及び制限を終了しようとする日を明らかにして、原則として、制限開始予定日の1か月前までに、育児・介護のための所定外労働制限請求書（第4号様式）を人事担当者に提出するものとする。

(育児・介護のための時間外労働の制限)

第8条 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が当該子を養育するため又は要介護状態にある家族を介護する職員が当該家族を介護するために請求した場合には、就業規則第32条の規定及び時間外労働に関する協定にかかわらず、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、1か月について24時間、1年について150時間を超えて時間外労働をさせることはない。

2 前項にかかわらず、次の(1)から(3)のいずれかに該当する職員は育児のための時間外労働の制限及び介護のための時間外労働の制限を請求することができない。

- (1) 日雇職員
- (2) 入社1年未満の職員
- (3) 1週間の所定労働日数が2日以下の職員

3 請求をしようとする者は、1回につき、1か月以上1年以内の期間について、制限を開始しようとする日及び制限を終了しようとする日を明らかにして、原則として、制限を開始し

ようとする日の1か月前までに、育児・介護のための時間外労働制限請求書（第5号様式）を人事担当者に提出するものとする。

（育児・介護のための深夜業の制限）

第9条 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が当該子を養育するため又は要介護状態にある家族を介護する職員が当該家族を介護するために請求した場合には、就業規則第28条の規定にかかわらず、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、午後10時から午前5時までの間に労働させることはない。

2 前項にかかわらず、次のいずれかに該当する職員は深夜業の制限を請求することができない。

(1) 日雇職員

(2) 入社1年未満の職員

(3) 請求に係る家族の16歳以上の同居の家族が次のいずれにも該当する職員

イ 深夜において就業していない者（1か月について深夜における就業が3日以下の者を含む。）であること

ロ 心身の状況が請求に係る子の保育又は家族の介護をすることができる者であること

ハ 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産予定でなく、かつ産後8週間以内でない者であること

(4) 1週間の所定労働日数が2日以下の職員

(5) 所定労働時間の全部が深夜にある職員

3 請求をしようとする者は、1回につき、1か月以上6か月以内の期間について、制限を開始しようとする日及び制限を終了しようとする日を明らかにして、原則として、制限を開始しようとする日の1か月前までに、育児・介護のための深夜業制限請求書（第6号様式）を人事担当者に提出するものとする。

（育児短時間勤務）

第10条 3歳に満たない子を養育する職員は、申し出ることにより、就業規則第27条及び第28条の所定労働時間について、以下のように変更することができる。

所定労働時間を午前9時30分から午後4時15分まで（うち休憩時間は、午後12時45分から午後1時30分までの45分とする。）の6時間とする（1歳に満たない子を育てる女性職員は更に別途30分ずつ2回の育児時間を請求することができる。）。

2 前項にかかわらず、次のいずれかに該当する職員からの育児短時間勤務の申出は拒むことができる。

(1) 日雇職員

(2) 1日の所定労働時間が6時間以下である職員

(3) 労使協定によって除外された次の職員

(ア) 入社1年未満の職員

(イ) 1週間の所定労働日数が2日以下の職員

3 申出をしようとする者は、1回につき、1か月以上1年以内の期間について、短縮を開始しようとする日及び短縮を終了しようとする日を明らかにして、原則として、短縮を開始しようとする日の1か月前までに、短時間勤務申出書（第7号様式）により人事担当者に申し

出なければならない。

(介護短時間勤務)

第11条 要介護状態にある家族を介護する職員は、申し出ることにより、当該家族1人当たり利用開始の日から3年の間で2回までの範囲内で、就業規則第27条及び第28条の所定労働時間について、以下のように変更することができる。

所定労働時間を午前9時30分から午後4時15分まで(うち休憩時間は、午後12時45分から午後1時30分までの45分とする。)の6時間とする。

2 前項にかかわらず、次のいずれかに該当する職員からの介護短時間勤務の申出は拒むことができる。

(1) 日雇職員

(2) 1日の所定労働時間が6時間以下である職員

(3) 労使協定によって除外された次の職員

(ア) 入社1年未満の従業員

(イ) 1週間の所定労働日数が2日以下の職員

3 介護のための短時間勤務をしようとする者は、短縮を開始しようとする日及び短縮を終了しようとする日を明らかにして、原則として、短縮を開始しようとする日の2週間前までに、短時間勤務申出書(第8号様式)により人事担当者に申し出なければならない。

(給与等の取扱い)

第12条 基本給その他の月毎に支払われる給与の取扱いは次のとおりとする。

(1) 育児・介護休業(出生時育児休業含む。以下同じ。)をした期間については、支給しない

(2) 第5条及び第6条の制度の適用を受けた日又は時間については、無給とする

(3) 第10条及び第11条の制度の適用を受けた期間については、別途定める給与規程に基づく労務提供のなかった時間分に相当する額を控除した本俸及び諸手当の全額を支給する。

2 定期昇給は、育児・介護休業の期間中は行わないものとし、育児・介護休業期間中に定期昇給日が到来した者については、復職後に昇給させるものとする。第5条～第11条の制度の適用を受けた日又は期間については、通常の勤務をしているものとみなす。

3 期末・勤勉手当については、その算定対象期間に育児・介護休業をした期間が含まれる場合には、出勤日数により算定するものとする。また、その算定対象期間に第10条及び第11条の適用を受ける期間がある場合においては、短縮した時間に対応する期末・勤勉手当は、支給しない。第5条～第9条の制度の適用を受けた日又は期間については、通常の勤務をしているものとみなす。

4 退職金の算定に当たっては、育児・介護休業をした期間の2分の1(1か月未満の期間は切り捨てる)を勤務したものとして勤続年数を計算するものとする。また、第5条～第11条の制度の適用を受けた日又は期間については、通常の勤務をしているものとみなす。

5 年次有給休暇の権利発生のための出勤率の算定に当たっては、育児・介護休業をした日は出勤したものとみなす。

(育児休業等に関するハラスメントの防止)

第13条 すべての従業員は第1条～第11条の制度の申出・利用に関して、当該申出・利用する職

員の就業環境を害する言動を行ってはならない。

- 2 前項の言動を行ったと認められる職員に対しては、就業規則及びハラスメント防止規程に基づき、厳正に対処する。

(法令との関係)

第14条 育児・介護休業、子の看護休暇、介護休暇、育児・介護のための所定外労働の制限、時間外労働及び深夜業の制限、育児短時間勤務並びに介護短時間勤務に関して、この規則に定めのないことについては、育児・介護休業法その他の法令の定めるところによる。

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(職員の育児休業等に関する規程及び職員の介護休業等に関する規程の廃止)

職員の育児休業等に関する規程及び職員の介護休業等に関する規程の廃止は、廃止する。

- 2 令和 5年 5月29日一部改正 令和 5年 4月 1日施行 (各種様式を加えるほか)

## 育児休業申出書

社会福祉法人南台五光福祉協会  
理事長 様

【申出日】令和 年 月 日

【申出者】所属

職名

氏名

印

私は、育児・介護休業等に関する規程（第2条）に基づき、下記のとおり育児休業の申出をします。

### 記

1 休業に係る子の状況	(1) 氏名	
	(2) 生年月日	
	(3) 本人との続柄	
	(4) 養子の場合、縁組の成立年月日	令和 年 月 日
2 1の子が生まれていない場合の出産予定者の状況	(1) 氏名 (2) 出産予定日 (3) 本人との続柄	
3 申出者以外の子の親	(1) 氏名	
	(2) 就業の有無	
	(3) 子との同別居	
4 申出の内容	(1) 育児休業 (2) 再度の育児休業 (3) 育児休業期間の延長 (4) 再度の育児休業期間の延長	
5 申出の期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日  (職場復帰予定日 令和 年 月 日)	
6 既に育児休業をした期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日	
	令和 年 月 日～令和 年 月 日	
7 備考		

### 注意

- この申出書には、申し出に係る子の氏名、申し出者との続柄及び生年月日を証明する書類（住民票など）を添付すること。
- 該当する項目に○印をすること。

## 出生時育児休業申出書

社会福祉法人南台五光福祉協会  
理事長 様

【申出日】令和 年 月 日

【申出者】所属

職名

氏名

印

私は、育児・介護休業等に関する規程（第3条）に基づき、下記のとおり出生時育児休業の申出をします。

### 記

1 休業に係る子の状況	(1) 氏名	
	(2) 生年月日	
	(3) 本人との続柄	
	(4) 養子の場合、縁組の成立年月日	令和 年 月 日
2 1の子が生まれていない場合の出産予定者の状況	(1) 氏名 (2) 出産予定日 (3) 本人との続柄	
3 休業の期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日 (職場復帰予定日 令和 年 月 日)	
	令和 年 月 日～令和 年 月 日 (職場復帰予定日 令和 年 月 日)	
※出生時育児休業を2回に分割取得する場合は、1回目と2回目を一括で申し出ること		
4 申出に係る状況	(1) 休業開始予定日の2週間前に申し出て	いる ・ いない→ 申出が遅れた理由 ( )
	(2) 1の子について出生時育児休業をしたことが(休業予定含む)	ない ・ ある ( 回)
	(3) 1の子について出生時育児休業の申出を撤回したことが	ない ・ ある ( 回)
5 備考		

### 注意

1 この申出書には、申し出に係る子の氏名、申し出者との続柄及び生年月日を証明する書類（住民票など）を添付すること。

2 該当する項目に○印をすること。

## 介護休業申出書

社会福祉法人南台五光福祉協会  
理事長 様

【申出日】令和 年 月 日

【申出者】所属

職名

氏名

印

私は、育児・介護休業等に関する規程（第4条）に基づき、下記のとおり介護休業の申出をします。

### 記

1 休業に係る家族の状況	(1) 氏名	
	(2) 本人との続柄	
	(3) 家族が祖父母、兄弟姉妹、孫である場合、同居、扶養の状況	同居し扶養を している・していない
	(4) 介護を必要とする理由	
2 休業の期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日  (職場復帰予定日 令和 年 月 日)	
3 申出に係る状況	(1) 休業開始予定日の2週間前に申し出て	いる・いない→申出が遅れた理由 ( )
	(2) 1の家族の同一の要介護状態について介護休業をしたことが	ない・ある→令和 年 月 日から令和 年 月 日 再度休業の理由 ( )
	(3) 1の家族についてのこれまでの介護休業及び介護短時間勤務の日数	日
4 備考		

第4号様式（第7条関係）

## 育児・介護のための所定外労働制限請求書

社会福祉法人南台五光福祉協会  
理事長 様

【申請日】令和 年 月 日

【申請者】所属

職名

氏名

印

私は、育児・介護休業等に関する規程（第7条）に基づき、下記のとおり所定外労働の制限の申出をします。

### 記

1 申請に係る子及び 家族の状況	(1) 氏名	
	(2) 生年月日	
	(3) 本人との続柄	
	(4) 養子の場合、縁組の成立 年月日	令和 年 月 日
	(5) 同居、扶養の状況	同居し扶養をして ( いる ・ いない )
	(6) 介護を必要とする理由	
2 1の子が生まれていない 場合の出産予定者の 状況	(1) 氏名 (2) 出産予定日 (3) 本人との続柄	
3 制限の期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日	
4 申出に係る状況	制限開始予定の1ヶ月前に申し出をして いる ・ いない →申出が遅れた理由 ( )	
5 備考		

## 育児・介護のための時間外労働制限請求書

社会福祉法人南台五光福祉協会  
理事長 様

【申請日】令和 年 月 日

【申請者】所属

職名

氏名

印

私は、育児・介護休業等に関する規程（第8条）に基づき、下記のとおり時間外労働の制限の申出をします。

### 記

1 申請に係る子及び 家族の状況	(1) 氏名	
	(2) 生年月日	
	(3) 本人との続柄	
	(4) 養子の場合、縁組の成立 年月日	令和 年 月 日
	(5) 同居、扶養の状況	同居し扶養をして ( いる ・ いない )
	(6) 介護を必要とする理由	
2 1の子が生まれていない場合の出産予定者の 状況	(1) 氏名 (2) 出産予定日 (3) 本人との続柄	
3 制限の期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日	
4 申出に係る状況	制限開始予定の1ヶ月前に申し出をして いる ・ いない →申出が遅れた理由 ( )	
5 備考		

## 育児・介護のための深夜業制限請求書

社会福祉法人南台五光福祉協会  
理事長 様

【申請日】令和 年 月 日

【申請者】所属

職名

氏名

印

私は、育児・介護休業等に関する規程（第9条）に基づき、下記のとおり深夜業の制限の申出をします。

### 記

1 申請に係る子及び 家族の状況	(1) 氏名	
	(2) 生年月日	
	(3) 本人との続柄	
	(4) 養子の場合、縁組の成立 年月日	令和 年 月 日
	(5) 同居、扶養の状況	同居し扶養をして ( いる ・ いない )
	(6) 介護を必要とする理由	
2 1の子が生まれていな い場合の出産予定者の 状況	(1) 氏名 (2) 出産予定日 (3) 本人との続柄	
3 制限の期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日	
4 申出に係る状況	(1) 制限開始予定の1ヶ月前に申し出をして いる ・ いない →申出が遅れた理由 ( ) (2) 常態として1の家族を介護できる16歳以上の同居親族が いる ・ いない	
5 備考		

## 短時間勤務申出書（育児）

社会福祉法人南台五光福祉協会  
理事長 様

【申請日】令和 年 月 日

【申請者】所属

職名

氏名

印

私は、育児・介護休業等に関する規程（第10条）に基づき、下記のとおり育児短時間勤務の申出をします。

### 記

1 育児短時間勤務に係る 子の状況	(1) 氏名	
	(2) 生年月日	
	(3) 本人との続柄	
	(4) 養子の場合、縁組の成 立年月日	令和 年 月 日
2 1の子が生まれていな い場合の出産予定者の 状況	(1) 氏名 (2) 出産予定日 (3) 本人との続柄	
3 育児短時間勤務の期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日	
4 申出に係る状況	短時間勤務開始予定日の1ヶ月前に申し出て いる ・ いない →申出が遅れた理由 ( )	
5 備考		

### 短時間勤務申出書（介護）

社会福祉法人南台五光福祉協会  
理事長 様

【申請日】令和 年 月 日

【申請者】所属

職名

氏名

印

私は、育児・介護休業等に関する規程（第11条）に基づき、下記のとおり介護短時間勤務の申出をします。

記

1 短時間勤務に係る 家族の状況	(1) 氏名	
	(2) 本人との続柄	
	(3) 家族が祖父母、兄弟姉妹、孫である場合、同居、扶養の状況	同居し扶養を している・していない
	(4) 介護を必要とする理由	
2 短時間勤務の期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日	
	※ 時 分から 時 分まで <input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
3 申出に係る状況	(1) 短時間勤務開始予定日の2週間前に申し出て	いる・いない→申出が遅れた理由 ( )
	(2) 1の家族の同一の要介護状態について介護短時間勤務をしたことが	ない ・ ある
	(3) 1の家族についてのこれまでの介護休業及び介護短時間勤務の日数	日
4 備考		

〔(出生時) 育児・介護〕 休業取扱通知書

所 属  
職 名  
氏 名

【通知日】令和 年 月 日  
【通知者】社会福祉法人南台五光福祉協会  
理事長

あなたから、令和 年 月 日に〔(出生時) 育児・介護〕休業の〔申出・期間変更の申出・申し出の撤回〕がありました。育児・介護休業等に関する規程（第2条、第3条、第4条）に基づき、その取扱いを以下のとおり通知します。

記

内 容	休業の期間等
1 育児休業 ・ 介護休業	年 月 日 から
2 再度の育児休業 ・ 介護休業	
3 育児・介護休業期間の延長	年 月 日
4 再度の育児・介護休業期間の延長	
5 育児・介護短時間勤務	年 月 日 から
	年 月 日
	毎 日 その他 ( )
	午前 時 分から 時 分まで 午後 時 分から 時 分まで
6 備考	